

小山町告示第67号

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条の規定に基づき、「小山町落合地域優良賃貸住宅整備事業」を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を別添のとおり公表する。

平成30年6月26日

小山町長 込山 正秀

P F I 事業として実施することの客観的評価

1 評価方法

評価は、P F I 方式で実施する場合と町が直接事業を実施する場合（P S C）を比較し、実施方針（案）に記載のとおり以下の各項目について評価を行った。

- ① 事業期間中の長期収支表による各年度の財政支出の発生の確認等の定量的な評価
- ② 本事業をP F I 事業として実施することについての定性的評価
- ③ 民間事業者に移転されるリスクの検討による町のリスクの軽減の確認評価
- ④ 上記①～③の検討による総合評価

2 評価結果

（1）評価の比較

- ① 事業期間中の長期収支表による各年度の財政支出の発生の確認等の定量的な評価

町が直接事業を実施する場合は、一般財源負担額が生じるが、P F I の場合、一般財源負担額はないため、P F I の方が有利である。

- ② 本事業をP F I 事業として実施することについての定性的評価

P F I 方式で事業を実施する場合においては、民間のノウハウにより質の高いサービスを提供する民間事業者を選択できる可能性が高まり、選定された事業運営能力の高い民間事業者が、当該施設の施設整備から維持管理・運営まで一括して事業を遂行するため、施設整備及び維持管理・運営の効率化やコスト縮減が期待できる。

また、公共施設の有効活用や地域の活性化、子育て支援やにぎわい創出などの様々な効果が期待できる。

以上の定性的判断で、P F I が有利である。

- ③ 民間事業者に移転されるリスクの検討による町のリスクの軽減の確認評価

P F I 方式で事業を実施する場合は、設計及び施工、維持管理・運営におけるリスクを民間に移転することが可能であり、町のリスク負担が大きく軽減されるため、P F I が有利である。

- ④ 上記①～③の検討による総合評価

①～③の総合的判断としては、財政負担の軽減が図れ、質の高いサービスが確保でき、かつ町の定住促進、地域活性化の施策の実現性の高い事業手法として、町が直接事業を実施する場合よりP F I 方式の方が有利である。

また、PFIの事業手法としては、民間側リスクが小さいBTO方式を採用する。

(2) 評価の結果

本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に基づく特定事業として選定する。